

デジタル工事写真の高度化に関する協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本協議会は、建設分野におけるデジタル工事写真を用いた業務の高度化、効率化を目指し、これらに関わる情報システムの調査研究、開発・改良及び運用・保守並びに建設情報の提供を行うとともに、これを広く普及することにより、建設技術の向上、建設事業の効率化、国土の安全かつ有効活用の促進を図り、もって国民生活の高度化及び経済の活性化に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本協議会の名称は、「デジタル工事写真の高度化に関する協議会」（以下、「本協議会」という）とする。

(事務局)

第3条 事務局は一般財団法人日本建設情報総合センター（英語名 Japan Construction information Center、以下「JACIC」という。）職員及び第6条で定める会員の職員により構成され、本協議会の運営を行う。

2. 事務局はJACICの研究開発部に置く。

第2章 活動

(活動内容)

第4条 本協議会は、デジタル工事写真のExif情報に関するスキーマの検討及び、デジタル工事写真の信憑性確認（改ざん検知機能）に関する仕様の検討を行う。なお、信憑性確認に関する仕様に基づき、その確認用モジュール群及びチェックシステムのベース部分の開発、適切な維持管理などを行う。

(会議)

第5条 本協議会は統括会議と本会議を開催する。

2. 統括会議は会長が招集し、規約の改廃、本協議会の運営等に関する重要事項の審議、決定を行う。
3. 統括会議は年1回以上開催し、正会員の半数以上の出席（委任状の提出を含む）によって成立する。
4. 本会議は、デジタル工事写真のExif情報に関するスキーマ及び、デジタル工事写真の信憑

性確認（改ざん検知機能）に関する仕様を検討するワーキング・グループ（以下「WG」という）により開催する。なお、WGごとにWGを総括するグループリーダーを置く。

5. WGの検討結果は、統括会議に付議する。
6. 本協議会の前身である「デジタル工事写真に関する勉強会」の参加会社はオブザーバとして本会議への参加を認める。

（費用）

第6条 本協議会の設立及び活動に係わる費用は、第11条の会費をもって賄うものとする。

2. 本協議会が実施する検定に係わる費用は、第11条の会費をもって賄うものとする。
3. 国又は地方公共団体等からの依頼等により本協議会が実施する講演等に係わる費用は、第11条の会費をもって賄うものとする。
4. 本協議会の事務に要する費用は、第11条の会費をもって賄うものとする。

第3章 会 員

（会 員）

第7条 本協議会の目的及び活動に賛同し、次の所定の手続きを経て参加した公共機関、企業を会員とする。

2. 入会の手続きは別途定める入会申込書により本協議会の事務局に申し込むものとする。
3. 会員は、本協議会の目的に賛同し、第4条で定めた活動に対する能力・意欲を有しているとともに、第11条で定める会費を負担することができることとする。
4. 会員は、正会員と賛助会員とする。

（正会員）

第8条 正会員は統括会議ならびに、本会議へ参加し本協議会の運用や情報システムに関わる意思決定及び、本協議会が定める情報システムに関わる仕様書等の策定に参加することができる。

2. 本協議会が定める情報システムに関わる仕様書、マニュアル、実行形式プログラム等の各種成果物を使用することができる。
3. 本協議会に関わるシステム等の調達に参加することができる。

（賛助会員）

第9条 賛助会員は、本協議会が提供する情報システムに関わる仕様書、マニュアル、実行形式プログラム等の各種成果物を使用することができる。

（会員の退会・除名）

第10条 会員は所定の申し出により退会することができる。

- 2 本協議会は、統括会議が不適格と認めた会員について除名することができる。
- 3 退会・除名された会員に対して、第 11 条で定めた会費は返還しない。

(会費・賛助会費)

第 11 条 正会員及び賛助会員は以下の会費及び賛助会費を納入しなければならない。事業年度途中に入会した場合も同額とする。

正会員 300,000 円/年

賛助会員 150,000 円/年

2. 会費及び賛助会費は本協議会の必要経費に応じて変更される場合がある。その場合は統括会議の決議を経るものとする。
3. 既納付の会費は、理由を問わず返還しない。

第 4 章 運営体制

(会長・副会長)

第 12 条 本協議会の会長は JACIC 研究開発部長がその任に当たる。

2. 会長は本協議会を代表し、その業務を統轄する。
3. 本協議会に 2 名の副会長を置く。副会長は本協議会の正会員による協議により決定する。副会長の任期は 2 年とする。
4. 副会長は、会長を補佐し、会長がその任に当たることが出来ないときは、その職務を代行する。

第 5 章 その他

(会計報告)

第 13 条 事務局は、毎年度の会費に対する収支結果を統括会議に報告しなければならない。

(知的財産権)

第 14 条 本協議会での成果に関する知的財産権は本協議会に帰属する。

2. 本協議会での成果に関する知的財産について、会員はそれを利用することができる。
3. 本協議会の活動における会員の知的財産権は、これを尊重するものとする。

(情報開示)

第 15 条 会員は、活動過程及び活動結果で得た情報を本協議会外部へ開示又は発表する場合、事前に事務局の承認を得なければならない。

(機密保持)

第 16 条 本協議会の活動において機密情報と定義されたものに対して、会員はその守秘義務を負うものとする。

2. 本協議会の活動をもって知り得た機密情報で、会員の不利益になるような行為は慎まなけ

ればならない。

3. 本協議会の活動において「デジタル工事写真の高度化に関する協議会競争法、外為法遵守に関する宣言文」を遵守しなければならない。

(本協議会解散時の財産の扱い)

第 17 条 本協議会解散時に財産が残った場合、その処分方法は JACIC が定め、統括会議の決議を経るものとする。

(事業期間・事業年度)

第 18 条 本協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

2. 事業年度は、初年度を平成 29 年 4 月とする。
3. 本協議会は、平成 33 年 3 月 31 日までの活動とする。

(この規約にない事項の扱い)

第 19 条 この規約にない事項の扱いは、必要により統括会議で決定する。

附則

第 1 条 この規約は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (一部改正)

この規約の変更は、平成 29 年 12 月 11 日から施行する。

附則 (一部改正)

この規約の変更は、平成 30 年 10 月 11 日から施行する。